

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
字の区域の設置(八・市町村課)……………	1
字の区域の変更(九・市町村課)……………	3
生活保護法による医療機関の指定(一〇・福祉政策課)……………	4
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一一・福祉政策課)……………	5
平成十六年度クリーニング師試験の実施(一二・生活衛生課)……………	5
農業振興地域の指定の一部改正(一三・一五・農林政策課)……………	7
道路区域の変更及び供用開始(一六・道路環境課)……………	8
道路区域の変更(一七、一八・道路環境課)……………	8
開発行為に関する工事の完了(一九・平鹿地域振興局建設部)……………	9
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	10
県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)……………	10
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)……………	10
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	11
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一)……………	12
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二)……………	12

## 告 示

秋田県告示第八号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、本  
 荘市の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、

同条第二項の規定に基づき、告示する。  
 右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。  
 平成十七年一月七日  
 秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
本荘市上野字新上野	本荘市上野字上野 三〇の三の一部、三〇の八の一部、三〇の九の一部、 六八の一、六八の二、六九の一、六九の二、 六九の五、六九の九から六九の一三まで、七九の 二九、八七の二、八八の三、九四の三、九四の一 四、九五の三から九五の一〇まで、九五の一一、 一〇二、一〇三、一〇三の二から一〇三の三まで、 一〇四から一〇六まで、一〇六の一、一〇六の二、 一〇七の一部、一〇八、一〇九の一部、一一二か ら一一五までの各一部、一一六から一二〇まで、 一二一の一、一二一の二、一二二の一から一二二 の三まで、一二三から一二六まで及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
本荘市上野字内崎崎	本荘市上野字内崎崎 九八の一、九九、一〇〇から一〇二までの各一部、 一〇三、一〇四から一二五までの各一部、一一八 の一部、一一九の一部、一二二から一二七までの 各一部、一二八から一五五まで、一五六の一、一 六〇の一、一六一から一六三まで、一六四の一、 一六五から一九五まで、一九六の一、一九六の二、 一九七の一から一九七の三まで、一九八から二一 〇まで、二一一の一、二二四の一、二二五の一、 二二五の二、二二六の一、二二六の二、二二七の 一、二二七の二、二二八、二二九、二二〇の二、 二二一の一、二二二の二及びこれらの区域に隣接



<p>八から一五四まで、一五五から一六二までの各一部、一七二から一七八までの各一部、一七九、一八〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市上野字内林川原</p> <p>一から八まで、九の一、九の二、一〇、一一、一二の一から一二の三まで、一三の一、一三の二、一四から三二まで、三三の一部、三五の一部、四八から六三まで、六四の一、六四の二、六五の一から六五の三まで、六六から一〇二まで、一〇三の一から一〇三の三まで、一〇四の一、一〇四の二、一〇五から一二〇まで、一三九から一五一まで、一五二の一から一五二の三まで、一五三から一六六まで、一六七の一、一六八の一、一六九の一、一七〇の一、一七二の一、一七二の二、一七三の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市上野字林川原</p> <p>四八の一、五二の一、五二の二、五三の一、五六の一、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七七の二、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の二、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九〇の一、九〇の四、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇一の二、一〇二の二、一〇三の二、一〇四の二、一〇五の二、一〇六の二、一〇七の二、一〇八の二、一〇九の二、一一〇の二、一一一の二、一一二の二、一一三の二、一一四の二、一一五の二、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一一九の二、一二〇の二、一二一の二、一二二の二</p>
--	---	---

<p>二の一、一二三の一、一二四の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>秋田県告示第九号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本荘市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。</p> <p>右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。</p> <p>平成十七年一月七日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>変更前の字の区域</p> <p>本荘市上野字田高</p> <p>三六、三七、四二、四六、四七の四、四八から五二まで、五八から八八まで、九七から一四八まで、一四八の一、一四九から一六〇まで、一六〇の一、一六一から二一八まで、二一九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>本荘市上野字新田高</p> <p>本荘市上野字蛇田</p> <p>三三の三、三三の四、三三の八、三五の九、三九、四二から四六まで、四七の九、四八、四九、四九の一、五〇の二、五三の一、五三の二、五四、五四の一、五五、五五の一、五六から五八まで、五九の一、五九の三、六〇の一、六一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>本荘市上野字上野</p> <p>本荘市万願寺字カツキ</p>
--	---	--	--

<p>三〇の三の一部、三〇の八の一部、三〇の九の一部</p>	<p>本荘市上野字木左橋 一の一部、二の一部及びこれらの区域に隣接介入する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市万願寺字昇瀬 一から三三まで、二四の一部、二五の一部、二六、二七、二八の一部、三〇の一部、三一、三二、三三の一部、三六の一部、三七、三八、三九の一部、四二の一部、四三、四四、四五から四八までの各一部、四九から八一まで及びこれらの区域に隣接介入する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市上野字内林川原 三三の一部、三四、三五の一部、三六、三七、三八の一部、三九から四七まで、一一一から一二九まで、一三〇の一部、一三一の一部、一三六の一部、一三七の一部、一三八の一部及びこれらの区域に隣接介入する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市上野字林川原 二四の一部、二五の一部、二六の一部、二七の一部、二八の一部、二九の一部、三〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市上野字内カツキセ 一から六四まで、六五の一部、六五の二、六六から九四まで、九五の一部、九六の一部、九七の一部、九八の一部、九九の一部、一〇〇の一部から一〇〇の三まで、一〇一の一部、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七の一部、一〇八の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一一の一部、</p>
--------------------------------	---	---	--	--	--

セ

<p>一一二の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇の一部、一二一から一二二まで、一二三の一部から一二四の四まで、一二五から一二六まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市万願寺字ヒンツル 四三の一部、四四の一部、四四の二の一部、四五の一部、四六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市上野字上野 三〇の三の一部</p>	<p>本荘市万願寺字昇瀬 二四の一部、二五の一部、二八の一部、二九、三〇の一部、三三の一部、三四、三五、三六の一部、三九の一部、四〇、四一、四二の一部、四五から四七までの各一部及びこれらの区域に隣接介入する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市万願寺字土花 一の一部、二の一部、三の一部、四、五の一部、八の一部、一〇の一部、一一の五の一部、一二の七の一部及びこれらの区域に隣接介入する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>本荘市万願寺字新小屋 一二五の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>
--	---	-----------------------------	---	--	--

秋田県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
織田内科医院	織田尚明	能代市大町四三	内科、精神科、心療内科	平成十六年十二月五日
ホテヤ薬局 上小阿仁店	株式会社 布袋屋薬局 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一	調剤薬局	平成十六年十二月一日
猪野歯科医院	猪野 慶	大館市御成町三七七 大館ビル内	歯科	平成十六年十一月一日

秋田県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
織田内科医院	織田 卿 一	能代市大町四三	平成十六年十二月四日

秋田県告示第十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、次のとおり平成十六年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第六号）第四条の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月七日

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十七年三月三日（木）午前十時

(二) 場所

秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環境衛生会館

秋田県知事 寺田典城

二 試験科目

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者
- (二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 添付書類
  - (1) 受験資格を有する者であることを証する書類(最終学校の卒業証明書又は受験資格を証する書類) 一通
  - (2) 写真(手札形とし、出願前六箇月以内に正面で撮影したもの) 一枚
  - (3) 履歴書 一通

五 受験願書用紙の交付

- (一) 期間及び時間
 

秋田県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十七年一月十四日(金)から一月二十八日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(洋四型)に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課へ申し込むこと。
- (二) 交付場所
 

生活環境文化部生活衛生課又は各地域振興局福祉環境部

六 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間
 

県の休日を除き、平成十七年一月十七日(月)から二月三日(木)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (二) 受付場所
 

居住地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に居住する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に居住する者については、秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

七 受験手数料

- (一) 額
  - 一 万円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十七年三月十一日(金)午前九時に秋田県庁正面公告板及び各地域振興局福祉環境部掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

九 試験についての問い合わせ先

生活環境文化部生活衛生課	〒〇一〇 〇九五― 秋田市山王四丁目一番二号 電話番号〇一八 八六〇 一五九二
北秋田地域振興局大館福祉環境部	〒〇一八 五六〇― 大館市十二所字平内新田百三十七 電話番号〇一八六 五二 三九五三
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	〒〇一八 三三三― 鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 電話番号〇一八六 六一 一一六五
山本地域振興局福祉環境部	〒〇一六 〇八一― 能代市御指南町一番十号 電話番号〇一八五 五二 四三三一
秋田地域振興局福祉環境部	〒〇一八 一四〇― 昭和町乱橋字古開百七十二番一 電話番号〇一八 八五五 五一七三
由利地域振興局福祉環境部	〒〇一五 〇〇〇― 本荘市出戸町字水林四百八番地 電話番号〇一八四 二二 四二二二

仙北地域振興局福祉環境部	〒〇一四 〇〇六一 大曲市上栄町十三番六十二号 電話番号〇一八七 六三 三六八三
平鹿地域振興局福祉環境部	〒〇一三 八五〇三 横手市旭川一丁目三番四十六号 電話番号〇一八二 三三一 四〇〇五
雄勝地域振興局福祉環境部	〒〇一二 〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号 電話番号〇一八三 七三 六一五七

秋田県告示第十三号

農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第九号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺田典城

表秋田農業振興地域の項を次のように改める。

秋田農業振興地域	秋田市のうち次の区域を除いた区域 (一) 国有林野(字岩見山国有林秋田事業区二百六十八林班れ小、そ小及びびそ、小並及び二百六十九林班れ小の区域を除く。) (二) 秋田市森林計画図(平成十五年度版)中第十二林班から第二十林班まで、第二十三林班、第五十二林班、第六十林班、第六十三林班から第六十八林班まで、第七十六林班から第七十九林班まで、第九十林班から第九十三林班まで、第九十四林班、第九十五林班、第九十六林班から第九十八林班まで、第九十九林班、第一百零五林班、第一百零六林班、第一百零七林班及び第九十九林班から第三百十二林班までの民有林
----------	--

(三) 河辺町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第二十三林班まで、第二十五林班(小班番号五十一から六十までを除く。)、第二十六林班(小班番号一から八まで及び百六十五から百八十八までを除く。)、から第二十九林班まで、第三十林班のうち小班番号一から五十五まで及び七十三から百九まで、第三十一林班から第三十四林班(小班番号七十六から百六十一までを除く。)、まで、第三十五林班(小班番号一から三十三までを除く。)

から第三十八林班まで、第四十一林班、第四十二林班のうち小班番号二十六から七十五まで、第四十三林班から第四十五林班まで、第四十六林班のうち小班番号一、七及び八、第四十七林班から第八十九林班まで、第九十林班のうち小班番号一から八まで及び九から百三まで、第九十八林班のうち小班番号九、六十七、六十九、七十、七十一の四から七十一の四まで及び七十二、第九十九林班から第一百十林班まで、第一百一十林班のうち小班番号一から九まで、十一から二十三まで及び二十八から三十八まで、第九十二林班から第九十六林班まで、第九十七林班のうち小班番号一から五十七まで及び五十九から七十六まで、第九十九林班、第一百二十林班のうち小班番号一から十九まで及び二十三から六十一まで、第二百一十一林班、第二百二十二林班のうち小班番号一から三十九まで、第二百二十三林班のうち小班番号二十七から三十八まで並びに第二百二十四林班のうち小班番号一から十七まで及び二十から六十七までの民有林(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。)

(四) 雄和町森林計画図(平成十五年度版)中第六林班から第十一林班まで、第十三林班から第四十三林班まで、第四十六林班、第四十八林班から第五十四林班まで、第五十六林班から第五十八林班まで、第五十九林班(大字雄和種沢のうち字平台一番地及び字山口八十四番地を除く。)、第六十林班及び第六十三林班から第四十六林班までの民有林

(五) 新屋町、大字浜田及び大字下浜桂根の区域  
(六) 大字河辺戸島のうち字七曲台及び字石坂台の区域

(八)(七) 大字河辺松測のうち字風無台及び字松木台の区域  
 大字河辺三内字砂子測及び大字河辺岩見字新川のうち  
 太平山県立自然公園特別保護地区第一種特別地域に該当  
 する区域

(九) 大字雄和楢川のうち字駒坂岱、字大又、字軽井沢、字  
 滝ノ沢、字山籠、字烏帽子森及び字中台の区域

(十) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区  
 域

(表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び秋田地域振興  
 局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第十四号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号)の一部を次のよう  
 に改正し、平成十七年一月十一日から施行する。  
 平成十七年一月七日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百五号	仙北郡田沢湖町小松字谷地中二二三番六地先から角館東前郷字杉林二四七番六地先まで	仙北郡田沢湖町小松字谷地中二二三番六から角館東前郷字杉林二四七番六まで	一四・〇〇〇、一五・二二〇	〇・一〇〇
				仙北郡田沢湖町小松字谷地中二二三番六地先から角館東前郷字杉林二四七番六地先まで	仙北郡田沢湖町小松字谷地中二二三番六から角館東前郷字杉林二四七番六まで	一一・六〇〇、一三・〇〇〇	〇・一〇〇

- 二 供用開始の期日 平成十七年一月七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年一月七日から同月二十日まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

表河辺の項を削る。

秋田県告示第十五号

農業振興地域の指定(昭和四十五年秋田県告示第七百七十二号)の一部を次のように  
 改正し、平成十七年一月十一日から施行する。  
 平成十七年一月七日

表雄和農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路  
 の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年一月七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお  
 り道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月七日

秋田県知事 寺田典城



公 告

横手市八幡字上長田十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大曲市四ツ屋用水土地改良区から次のとおり役員（の）の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡中仙町長戸呂字本郷五十五番地

字柳原三十九番地

大曲市新谷地字吉清館四十番地

四ツ屋字水呑場五十二番地

字上古道八十六番地

字上原野八十六番地

字草刈野二十四番地

花館中町一番地の三十五

花館柳町十番地の二

花館上町十六番地の八

花館字下大戸八十九番地

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡中仙町長戸呂字本郷五十五番地

字柳原三十九番地

大曲市新谷地字吉清館四十番地

四ツ屋字水呑場五十二番地

字上古道八十六番地

字草刈野九番地

新谷地字千刈久保三十三番地

花館中町一番地の三十五

花館柳町十番地の二

花館上町十六番地の八

佐々木 亨

佐々木 正 吾

渡 部 幸 喜

鈴 木 頭 咲

伊 藤 義 人

太 田 宣 雄

鈴 木 正 喜

加 賀 谷 久

小 原 善 市

近 江 盛 基

佐 藤 忠 雄

佐 藤 忠 雄

佐々木 亨

佐々木 正 吾

渡 部 幸 喜

鈴 木 頭 咲

伊 藤 義 人

藤 嶋 祐 虎

新 山 裕 司

加 賀 谷 久

小 原 善 市

近 江 盛 基

三 大曲市花館字下大戸八十九番地 佐藤 忠 雄  
 退任監事の住所及び氏名

大曲市花館字下中野七十番地 三 浦 喜代美

高関上郷字新屋敷十五番地の二 佐 藤 敏 幸

四ツ屋字川口八十四番地 渡 辺 定 男

就任監事の住所及び氏名

大曲市花館字下中野三百二番地の三 佐 藤 洋 悦

四ツ屋字川口八十四番地 渡 辺 定 男

字上古道七十一番地 佐々木 克 義

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（金岡地区県営担い手育成基盤整  
 備事業（一 二工区））換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年一月十一日から同年二月七日まで

三 縦覧場所 能代市役所及び山本町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（金岡地区県営担い手育成基盤整  
 備事業（一 二工区））換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年一月十一日から同年二月七日まで

三 縦覧場所 山本町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(上深井地区ほ場整備事業(担い手育成型))換地計画書の写し
  - 二 縦覧期間 平成十七年一月十一日から同年二月七日まで
  - 三 縦覧場所 仙北郡美郷町役場仙南庁舎
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十七年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
サーバ 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十七年三月三十日(水)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大館国際情報学院
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月七日(金)から同月一月十七日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年一月二十一日(金)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
ガスクロマトグラフ分析装置 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十七年二月二十八日(月)
  - (四) 納入場所  
秋田県果樹試験場
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (三) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月七日(金)から同月十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所  
 平成十七年一月二十一日(金)午前十一時二十分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他  
 (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
 規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年一月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二八六  
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、三八四

秋選管告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年一月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八四、七九四
能代市	一四、七二九
横手市	一〇、九七二
大館市	一八、〇九八
本荘市	一一、一六五
男鹿市	八、三五八
湯沢市	九、三六〇
大曲市	一〇、六五三
鹿角市鹿角郡	一一、五六七
北秋田郡	一七、九四一

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡
一、二、四八四	一、八、四四一	三、一、六七一	二、〇、八二一	五、二〇四	一、九、八七六	一、三、三〇五

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄